

**令和 8 年度
宜野湾市児童育成支援拠点運営事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

令和 8 年 6 月 15 日
宜野湾市こども部こども家庭課

宜野湾市児童育成支援拠点運営事業を委託するため、一般公募型プロポーザル（企画提案）方式により委託事業者を募集する。

1 委託事業名

宜野湾市児童育成支援拠点運営事業

2 事業の目的

本委託業務は、宜野湾市（以下「市」という。）において養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保証と健全な育成及び自立の助長を図ることを目的とする。

3 事業の内容

「令和 8 年度宜野湾市児童育成支援拠点運営事業業務委託仕様書」のとおり

4 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※令和 8 年 8 月下旬に契約を締結した後、令和 8 年 10 月 1 日に開所すること

5 履行場所

宜野湾市内（普天間中学校区又は宜野湾中学校区） 1 箇所

※事業を適切に実施できる施設（以下「実施施設」という。）を提案すること

6 提案金額の上限

上限額については、下記の表のとおりとする。区分ごとの経費については（1）を参照すること。

区 分	令和 8 年度 (6 か月間)
基本分（週 5 日型）	8,654,000 円
加算額	5,919,000 円
合 計	14,573,000 円

(1) 区分ごとの経費

①基本分 事業実施に必要な経費（以下参考例）

- ・人件費（給与、各種手当、社会保険料・労働保険料等含む）
- ・事業費（消耗品費、食糧費、燃料費、光熱水費、体験活動に係る交通費、通信運搬費、印刷製本費、保険料、謝金、車両リース料、その他リース料、賃借料等）

②加算額 区分ごとに該当がある場合は、以下の上限額で加算する。

区 分	令和8年度 (6か月間)
ソーシャルワーク専門職員配置加算 (必須・常勤)	1,148,500 円
心理療法職員配置加算 (任意・非常勤可) ※週1回以上の勤務を要件とする。	1,148,500 円
送迎加算 (必須)	780,000 円
長時間開所加算 (開所時間が以下の場合) ①平日分 (1日6時間を超え、かつ、18時を超えて開所する場合) 超えた時間の6か月間平均時間に542,000円を乗じたもの	1,084,000 円 (上限2時間分)
②長期休暇等分 (1日8時間を超えて開所する場合) 超えた時間の6か月間平均時間に129,000円を乗じたもの	258,000 円 (上限2時間分)
賃借料補助加算 (任意) ※空き家・賃貸物件を借り上げる場合。 (開所日以降のR8年10月～R9年3月分までの賃借料)	1,500,000 円
合 計	5,919,000 円

※この金額は、企画提案公募のために提示した金額であり、実際の契約金額と異なる場合がある。

※本委託業務は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号の規定に基づく第2種社会福祉事業に該当するため、業務を実施するための委託料については、消費税及び地方消費税は非課税となる。

※事業費の算出にあたっては、下記の事項に注意すること。

- ①個別の支援に関与しない監督者（支援員の勤務時間の管理等を行う者）や事務員に係る報酬は対象としない。
- ②委託業務に係る人件費の経費については、労働条件、市場情勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- ③職員の給与は時給により積算すること。また、人件費には各種手当、社会保険料等（雇用保険・労働保険料も含む）に係る事業主負担分も含む。

- ⑤食事の提供は児童1人につき1食当たりの金額で積算すること。
- ⑥本委託業務により必要となる機械や器具、家電、家具、送迎用車両等については、リースまたはレンタル料で積算する。(基本的に2万円以上の物品の購入は不可)
- ⑦事業所を新たに開設し委託業務を実施する場合には、必要に応じ事業費とは別に開設準備費を設定する。(移設や改築は不可)

7 参加資格要件

次に掲げる要件全てを満たすものであること。

- (1) 県内に本社または事業所がある法人であること。
- (2) 仕様書及びガイドラインの内容を十分に理解していること。
- (3) 本委託業務を実施できる規模のスタッフを確保し、事業を的確に遂行できること。
- (4) 本委託業務の趣旨を十分に理解した上で本市と目的を共有し、互いに尊重して連携・役割分担を行いながら業務を実施できること。
- (5) 収支決算書及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- (6) 雇用契約書、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること。
- (7) 業務を実施するにあたり、利用者の安全管理、衛生管理及び個人情報の取り扱いについて適切な措置を講じていること。(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守できること。)
- (8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定にいずれも該当しない者であること。
- (9) 会社法(平成17年法律第86号)第511条の規定による特別精算開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条による破産の申立て(同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事前に係る同法による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条又は第133条による破産の申立てを含む。)がなされていない者であること。
- (11) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続き開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定による更生手続き開始の申立てを含む。)がなされていない者であること。
- (12) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (13) 宜野湾市指名競争入札参加者の指名に関する規定(昭和60年9月10日訓令第9号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (14) 宜野湾市暴力団排除条例(平成23年宜野湾市条例第14号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと
- (15) 国税及び地方税の滞納がないこと。

8 選考スケジュール

公募から委託事業者選定までのスケジュール(概要)は次のとおりとする。

内容	日程
公募開始(市ホームページ掲載)	令和8年6月15日(月)から
質問書の受付期限	令和8年6月24日(水)17時まで
質問書への回答(市ホームページ掲載)	令和8年6月30日(火)

参加申込書等の提出期限	令和8年7月3日（金）17時まで
参加資格確認結果通知	令和8年7月8日（水）
企画提案書等の提出期限	令和8年7月16日（木）17時まで
書類審査結果通知	令和8年7月23日（木）
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和8年7月30日（木）
選考結果通知	令和8年8月上旬
契約締結	令和8年8月下旬

9 質問の受付・回答

内容等について不明な点がある場合は、期間内に質問書（様式1）を提出すること。

- (1) 受付期限；令和8年6月24日（水）17時まで（必着）
- (2) 質問方法；こども家庭課みらい応援係あてに電子メールにより提出すること。
メールアドレス miraiouen@city.ginowan.okinawa.jp
- (3) 回答方法；提出された質問及び回答は、令和8年6月30日（火）までに本市のホームページに掲載する。

※質問書の提出にあたっては、こども家庭庁ホームページに掲載されている「児童育成支援拠点事業ガイドライン」（令和6年3月30日付こ成環第108号こども家庭庁成育局長通知）、「児童育成支援拠点事業者等向け事業開始・運営の手引書」も参考にご確認ください。

10 参加申込書等の提出

- (1) 提出期限；令和8年7月3日（金）17時まで
- (2) 提出方法；宜野湾市役所こども家庭課へ事前連絡の上、窓口へ持参（郵送不可）
※土日・祝日を除く9時から17時まで（12時～13時は除く）
- (3) 提出書類；下記①～⑥の書類1部を、全て片面印刷で日本工業規格によるA4判の規格で製本（ファイルで綴じる）し、提出する。

- ①参加申込書（様式2）
- ②誓約書（様式3）
- ③登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ④定款、規約またはこれらに準ずる書類
- ⑤当該法人の滞納のない証明書（国税・県税・市町村民税等）
- ⑥財務諸表（直近の決算書等）

※なお、③及び⑤は提出日前3か月以内に発行された原本を提出。

- (4) 参加資格の確認
令和8年7月8日（水）までに、参加申込書を提出した者へ、参加資格確認結果を通知する。

11 企画提案書等の提出

- (1) 企画提案書等の作成要領
 - ①企画提案書（様式5）の各項目に記入のうえ作成する。この企画提案書の内容以外に提案したい事項等がある場合には、別に資料を添付して差し支えない。添付資料においては、全て片面印刷で日本工業規格によるA4判の規格で製本（ファ

イルで綴じる)し、企画提案書(様式5)と合わせて20枚以内とする。ただし、資料の作成上A3判を利用したほうが確認しやすい場合は可とする。

②文字サイズは10.5ポイント以上とする。

③目次等に合わせインデックスを付けること。

④企画提案書は仕様書及びガイドラインを踏まえ、本委託業務に対する貴社の考え方、委託業務内容の実施方法や手法等を提案の基本として、提案趣旨を明確に示しまとめること。

(2) 提出期限; 令和8年7月16日(木)17時まで

(3) 提出方法; 宜野湾市役所こども家庭課へ事前連絡の上、窓口へ持参(郵送不可)
※土日・祝日を除く9時から17時まで(12~13時は除く)

(4) 提出書類;

①企画提案応募申請書(様式4)

②企画提案書(様式5)

③団体概要(様式6)

④業務実績(様式7)

⑤管理責任者の経歴及び実績(様式8)

⑥業務実施体制表(様式9)

⑦実施予定施設の耐震性があることを証明する書類等

※建築基準法における耐震基準(昭和56年6月1日施行)により建築された建物にあっては、実施施設の建物年月が確認できる書類(検査済証、重要事項証明書などの複写に原本証明)を、それ以前に建築された建物にあっては、耐震性があることを証明する書類(耐震診断結果など。ただし、旧耐震基準の建物を利用して業務を実施する場合に限る。)をいう。

⑧実施予定施設の間取り及び面積が分かるもの

※仕様書の「10. 委託業務の実施施設」の規定を参照すること

⑨見積書(様式10)

⑩事業費内訳(様式11)

※様式10と様式11は一致させること。

(5) 提出必要部数; ①~⑩の書類を、正本1部、副本12部提出すること。

12 委託事業者の選考方法

(1) 書類審査

応募者多数の場合は、市職員で構成する「宜野湾市児童育成支援拠点運営事業業務委託契約候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、提出された企画提案書やその他書類等を審査し、プレゼンテーションに参加する者を3者程度選定する。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング審査

選定委員会において、プレゼンテーション・ヒアリング審査・協議を行い選定する。また、各委員の合計点が配点の60%以上の評価を得られない場合は、候補者及び次順位の候補者として選定することができない。

なお、応募者が1者のみであった場合においてもプレゼンテーションは実施する。

日 時; 令和8年7月30日(木)午後を予定

会 場; 宜野湾市役所内会議室 ※時間・場所の詳細は参加者へ通知する

出席人数; 各事業者2人までとする。

※本委託業務の実施を担う予定の者がプレゼンテーションを行うこと。
提案説明時間等; (1事業者あたり)

プレゼンテーション 20 分以内
 質疑・応答 20 分以内 (計 40 分以内)

(3) 説明資料

事前に提出した企画提案書等の資料を基にプレゼンテーションを行い、追加提案や追加資料は認めない。

(4) 備品等の準備

プロジェクター及びスクリーンは事務局で準備する。その他プレゼンテーションで使用する物は各自持参すること。(必ずしもプロジェクターを使用する必要はない。)

(5) 選考結果の通知

令和8年8月上旬までに企画提案事業者に対して審査結果を書面で通知する。また、選定された事業者(優先交渉権者)については本市ホームページに掲載するものとする。

審査は非公開とし、選定の理由、選定結果に対する問い合わせには応じない。

13 審査基準

本委託業務は以下の審査基準に基づき審査する。

区分	項目	審査基準
一次審査	業務実績	本委託業務と同種・類似した業務の実績があり、適切な経験及び専門性を有しているか。
	実施施設	実施を予定している施設の設備は適切か。
	実施体制	職員の配置や職種が妥当であり、業務を適正かつ確実に実施する体制が整っているか。
	職員実務経験	管理者及びその他職員の同種・類似した業務の実務経験年数及び実績
	市経済の活性化及び市内事業者の育成・振興	企画提案者が市内事業者であるか。
二次審査	事業費	人件費は労働条件や市場情勢等を踏まえ適切な水準で設定されているか。事業全体に係る見積価格は適正か。
	業務の内容	【安全・安心な居場所の提供】 養育環境に課題のある児童にとって、安全・安心と感じられる居場所となることを最優先に考えられているか。
		【生活習慣の形成】 児童の年齢やこことからだの状態に応じた、生活する力を身に付けるための支援を行うことができるか。
		【学習支援】 児童自身の学びの進度に寄り添いながら、学習習慣を身に付ける支援を行うことができるか。(学校教育の担保は除く。)
	【食事の提供や共同での調理】 児童の身体の状態を考慮した適切な食事の提供や共同での調理を実施できるか。また、食育の観点への配慮と衛生管理が適切であるか。	

		【体験活動（キャリア形成支援等）の提供】 児童の様々な学びや多様な体験活動、外遊びの機会を提供し、社会資源や地域住民などの交流を深め、社会参画へ導く機会を提供することができるか。
		【関係機関との連携】 学校や市の関係部署、医療機関、児童の支援に関わる機関、地域団体等と、必要に応じて連携体制の構築を十分に行う内容になっているか。
		【児童と保護者へのソーシャルワーク】 養育環境に課題のある児童と保護者に対してソーシャルワークを提供することを重視した内容となっているか。
	支援をより充実させるための工夫	養育環境に課題のある児童への支援をより充実させるための工夫等の提案内容が適切であるか。また柔軟に創意工夫ある対応が期待できるか。
	安全対策危機管理	情報セキュリティや個人情報保護に関する取り組み、守秘義務に対する取り組み、管理体制は整っているか。
		業務における苦情、ミス、トラブルの防止策と発生後の対応、体制が整っているか。
日常業務及び食事の提供に関して安心安全への対策と緊急事態発生時の適切な措置は計画されているか。		

14 提案等に係る留意事項

(1) 提案者の失格事由

- ①参加資格要件を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ④審査の公平を害する行為があった場合
- ⑤前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員会の委員長が失格と認めた場合

(2) その他留意事項

- ①企画提案書の作成経費や旅費等の必要経費、本プロポーザルに係る費用は参加者の負担とする。
- ②提出された書類については返却しない。
- ③提出書類についての差し替え及び修正は一切認められない。
- ④市が追加で資料を求めた場合は速やかに対応すること
- ⑤今回の公募は委託契約候補者の順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。

⑥企画提案書の内容は、あくまでも委託事業者選定の審査資料とするものであり、事業の実施に当たっては市と随時実施内容を協議しながら進めていくものとする。

15 委託契約について

選定委員会において選定された事業者（優先交渉権者）と委託内容の協議を行い、委託契約を締結する。ただし、本市と第1位の事業者との間で委託契約の内容に関して合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約できるものとする。

16 問合せ先

宜野湾市こども部こども家庭課 みらい応援係（担当；城間、志良堂）

〒901-2710 宜野湾市野嵩一丁目1番1号

☎ 098-893-4515（直通）内線 3711 ✉ miraiouen@city.ginowan.okinawa.jp